仕　様　書

１　品名

IoT カメラ搭載害獣捕獲監視・通知センサー

２　品質規格その他

・現地監視センサーからの通信は、中継基地局を介さず直接携帯電話網(4GLTE)を利用するものであること。
・現地監視センサーは HDR 仕様のカメラを搭載し、任意の時間で 5 回/日以上静止画を撮影し、都度クラウドに当該画像をアップロードするものであること。
・アップロードされた画像の獣種の判定を実施し、端末側に通知できる機能があること。
・現地監視センサーは GPS による位置情報を取得し、その情報をクラウド側に可視化して通知する機能があること。
・データ通信のプロトコルに HTTPS を利用するものであること。
・現地監視センサーの通信料金は 1,000 円/月・台(税抜)以下であること。
・現地監視センサーは単 3 型ニッケル水素充電池 4 本で 3 ヵ月間運用可能であること。
・現地監視センサーのデータはクラウドに送信されるものとし、パソコン・スマートフォン等により捕獲センサーの位置を地図情報に重ねて表示できること。
・監視センサーの設置、獣種の判定等の情報はクラウドで管理できるものとし、所内のパソコンで容易に当該データにアクセスし確認できること。
・クラウドに蓄積される画像は通信回線によりいつでも取り出せること。
・設置、獣種等の情報は e メールで通知されるものであること。

３　数量

2 台

４　その他特記事項

・受注者は購入物件の搬入を行うこととし、搬送、納品に係る費用は全て受注者の負担とすること。
・故障等はセンドバックで対応とし、納入後 5 年間は修繕保守が可能であること。
・納入品は SIM、電池等を装着した状態とすること。
・初期故障についてはセンドバックとし、1 年間の無償保証とすること。
・物品納入時は、写真等で製品及び数量の確認及び記録を行う。
・同等品の場合、11 月 13 日（金）までに福山市鳥獣被害対策協議会事務局（福山市経済環境局経済部農林水産課内）へ同等承認申請書を提出し、入札日までに了承を得ること。

５　入札条件

・福山市資産活用課登録業者かつ県内業者（県内に本店、支店、営業所等を有する者）であること。
・福山市における物品に係る競争入札（見積）参加資格を有していること。
・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しないこと。
・会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
・福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994 年（平成 6 年）11 月 17 日施行）の規定に基づく指名除外の期間中でないこと。
・本市に納付すべき市税の滞納がないこと。また、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
・営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ていること。

６　納品場所・納品方法

・福山市鳥獣被害対策協議会事務局が指定する場所へ搬入
（福山市役所本庁舎 8 階農林水産課）

７　納入期限

・2026 年（令和 8 年）12 月 28 日（月）
納入日については、福山市鳥獣被害対策協議会事務局担当者と協議してください。

８　入札日時・場所

2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）10 時 00 分
市役所本庁舎 8 階　南側多目的室

（入札書の記入方法等）
○ 所定の入札書の「入札金額」欄に消費税等を含まない金額を記入してください。なお、入札書に記載された金額は、全て消費税等抜きとして扱います。
○ 落札決定は合計金額により行います。
○ その他必要事項を記入してください。